

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福島県報

目次

規則	一
○福島県旅費取扱規則の一部を改正する規則	一
○技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則等の一部を改正する規則	一
○福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	四
○福島県火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則	四
○福島県高圧ガス保安法第七十八条第一項の規定による意見の聴取の 手続に関する規則の一部を改正する規則	四
○福島県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 九十二条第一項の規定による意見の聴取の手続に関する規則の一部 を改正する規則	四
○福島県電気工事業の業務の適性化に関する法律第三十一条第一項の 規定による意見聴取の手続に関する規則の一部を改正する規則	五
訓令	五
○看護師等の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令	五
○職員の給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令	五
福島県教育委員会	六
○技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則等の一部を改正す る規則	六
福島県選挙管理委員会	八
○福島県公職選挙等執行規程の一部を改正する規程	八

規 則

福島県旅費取扱規則の一部を改正する規則、技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則等の一部を改正する規則、福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部

を改正する規則、福島県火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則、福島県高圧ガス保安法第七十八条第一項の規定による意見の聴取の手続に関する規則の一部を改正する規則、福島県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第九十二条第一項の規定による意見の聴取の手続に関する規則の一部を改正する規則及び福島県電気工事業の業務の適性化に関する法律第三十一条第一項の規定による意見聴取の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第四十号

福島県旅費取扱規則の一部を改正する規則

福島県旅費取扱規則(昭和二十八年福島県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一いわき市の部12の項中「、常磐上湯長谷町、桜ヶ丘、」を「及び常磐上湯長谷町の区域、桜ヶ丘の区域のうち14の地域に含まれる区域以外の区域並びに」に改め、同部14の項中「及び常磐長孫町」を「、常磐長孫町並びに桜ヶ丘、丁田中3番16、3番17、3番18、3番19、3番20、3番21、3番22、3番23、3番24、3番25及び3番26」に改め、同部40の項中「小玉ダム管理事務所」を「田小玉ダム管理事務所」に改め、同表須賀川市の部3の項中「及び下宿町」を「、下宿町及び池ノ下町」に改め、同部9の項中「8の地域に含まれる区域以外」の次に「の区域並びに虹の台中12番、15番1、15番2、16番1、16番2、30番7、30番9、30番10、83番1、83番3、83番4、83番5、109番10、109番14、109番21、109番22、109番23、109番25、109番27、109番28、154番1、154番2、176番1及び176番2」を加え、同部10の項中「及び田中」を「、田中及び虹の台の区域のうち9の区域に含まれる区域以外」に改め、同表田村市の部1の項中「滝根小学校」を「田滝根小学校」に改め、同部2の項中「広瀬小学校」を「田広瀬小学校」に改め、同部3の項中「菅谷小学校」を「田菅谷小学校」に改め、同表矢祭町の部1の項中「東郷小学校」を「矢祭小学校」に改め、同部6の項中「内川小学校」を「田内川小学校」に改め、同部4の項中「石井小学校」を「田石井小学校」に改め、同部5の項中「下園河内小学校」を「田下園河内小学校」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、別表第一いわき市の部12の項及び14の項並びに須賀川市の部の改正規定は、公布の日から施行する。

(人 事 課)

福島県規則第四十一号

技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則等の一部を改正する規則

(技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部改正)

第一条 技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則(昭和四十八年福島県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。
第九条を第十一条とし、第八条を第十条とし、第七条の四を第九条の四とし、第七

条の三を第九条の三とし、第七条の二中「別表第五」を「別表第六」に改め、同条を第九条の二とし、第七条を第九条とし、同条の前に次の二条を加える。

(降格した職員の号給)

第七条 技能労務職員が職員の降格に関する条例(平成二十八年福島県条例第十八号。以下「降格条例」という。)第二条に規定する降格をした場合における号給は、その降格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第五の技能労務職給料表降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給とする。

2 技能労務職員を降格させた場合で当該降格が二級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ一級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 前二項の規定により技能労務職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、知事が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。この場合において、当該号給は、当該技能労務職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号給でなければならない。

(降号)

第八条 技能労務職員が降格条例第二条に規定する降号をした場合における号給は、その降号した日の前日に受けていた号給より二号給下位の号給(当該受けていた号給が技能労務職員の属する職務の級の最低の号給の直近上位の号給である場合にあっては、当該最低の号給)とする。

附則第二項中「第七条第三項」を「第九条第三項」に改める。

別表第五中「第七条の二、第七条の三」を「第九条の二、第九条の三」に改め、同表を別表第六とし、別表第四の次に次の一表を加える。

別表第五 (第7条関係)

技能労務職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	37	9	29	17
2	38	10	30	18
3	39	11	31	19
4	40	12	32	20
5	41	13	33	21
6	42	14	34	22
7	43	15	35	23
8	44	16	36	24
9	45	17	37	25
10	46	18	38	26

11	47	19	39	27
12	48	20	40	28
13	49	21	41	30
14	50	22	42	32
15	51	23	43	34
16	52	24	44	36
17	53	25	45	38
18	54	26	46	40
19	55	27	47	42
20	56	28	48	44
21	57	29	49	45
22	58	30	50	46
23	59	31	51	47
24	60	32	52	48
25	61	33	53	50
26	62	34	54	52
27	63	35	55	54
28	64	36	56	56
29	65	37	57	59
30	66	38	58	62
31	67	39	59	65
32	68	40	60	68
33	69	42	61	71
34	70	44	62	74
35	71	46	63	77
36	72	48	64	80
37	73	49	65	87
38	74	50	66	94
39	75	51	67	101
40	76	52	68	101
41	77	53	69	101
42	78	54	70	101
43	79	55	71	101
44	80	56	72	101
45	82	57	73	101
46	84	58	74	101
47	86	59	75	101
48	88	60	76	101
49	90	62	77	101

50	92	64	78	101
51	94	66	79	101
52	96	68	80	101
53	98	70	81	101
54	100	72	82	101
55	102	74	83	101
56	104	76	84	101
57	107	78	85	101
58	110	80	86	101
59	113	82	87	101
60	116	84	88	101
61	118	88	90	101
62	120	92	92	101
63	121	96	94	101
64	121	100	96	101
65	121	104	98	101
66	121	108	100	101
67	121	112	102	101
68	121	116	104	101
69	121	123	105	101
70	121	130	106	101
71	121	137	107	
72	121	137	108	
73	121	137	110	
74	121	137	112	
75	121	137	114	
76	121	137	133	
77	121	137	133	
78	121	137	133	
79	121	137	133	
80	121	137	133	
81	121	137	133	
82	121	137	133	
83	121	137	133	
84	121	137	133	
85	121	137	133	
86	121	137	133	
87	121	137	133	
88	121	137	133	

89	121	137	133	
90	121	137	133	
91	121	137	133	
92	121	137	133	
93	121	137	133	
94	121	137	133	
95	121	137	133	
96	121	137	133	
97	121	137	133	
98	121	137	133	
99	121	137	133	
100	121	137	133	
101	121	137	133	
102	121	137		
103	121	137		
104	121	137		
105	121	137		
106	121	137		
107	121	137		
108	121	137		
109	121	137		
110	121	137		
111	121	137		
112	121	137		
113	121	137		
114	121	137		
115	121	137		
116	121	137		
117	121	137		
118	121	137		
119	121	137		
120	121	137		
121	121	137		
122	121	137		
123	121	137		
124	121	137		
125	121	137		
126	121	137		
127	121	137		

128	121	137		
129	121	137		
130	121	137		
131	121	137		
132	121	137		
133	121	137		
134	121			
135	121			
136	121			
137	121			

（技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正）

第二条 技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十五年福島県規則第九号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「受けるもの」の下に「及び知事が別に定める者」を加える。

第三条 技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十七年福島県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「附則第四項の規定により支給される給料を受けるもの」の下に「並びに知事が別に定める者」を加える。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（人事課）

福島県規則第四十二号

福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福島県職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和二十八年福島県規則第八十六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第一号イ中「第四条第十五号」を「第四条第一項第九号」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（職員業務課福利厚生室）

福島県規則第四十三号

福島県火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則

福島県火薬類取締法施行細則（昭和五十一年福島県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「処分」の下に「又はその不作為」を加え、「者（以下「不服申

立人」という。）を「審査請求人」に改め、同条第七項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「又は異議申立て」を削り、同条第八項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「又は異議申立書」を削り、同条第九項、第十三項、第十五項第四号及び第十六項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

附則

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四十九号）に基づく命令の規定による知事の処分又はその不作為（以下「処分等」という。）についての不服申立てであつてこの規則の施行の日前にされた処分等に係るものについての改正後の福島県火薬類取締法施行細則の規定の適用については、なお従前の例による。

（消防保安課）

福島県規則第四十四号

福島県高圧ガス保安法第七十八条第一項の規定による意見の聴取の手續に関する規則の一部を改正する規則

高圧ガス保安法第七十八条第一項の規定による意見の聴取の手續に関する規則（平成十二年福島県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「処分」の下に「又はその不作為」を加え、第二条第一項中「者（以下「不服申立人」という。）を「審査請求人」に改め、第六条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「又は異議申立書」を削り、同条第二項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「又は異議申立書」を削り、第七条、第九条第二項、第十条第二項第四号及び第十一条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

附則

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 高圧ガス保安法（昭和二十五年法律第二百四号）に基づく命令の規定による知事の処分又はその不作為（以下「処分等」という。）についての不服申立てであつてこの規則の施行の日前にされた処分等に係るものについての改正後の福島県高圧ガス保安法第七十八条第一項の規定による意見の聴取の手續に関する規則の規定の適用については、なお従前の例による。

（消防保安課）

福島県規則第四十五号

福島県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第九十二条第一項の規定による意見の聴取の手續に関する規則の一部を改正する規則

福島県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第九十二条第一項の規定による意見の聴取の手續に関する規則（平成十二年福島県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

川水系ダム管理事務所長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(人 事 課)

福島県教育委員会

技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第十一号

技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則等の一部を改正する規則

(技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部改正)

第一条 技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則(昭和四十八年福島県教育委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第九条を第十一号とし、第八條を第十條とし、第七條の四を第九條の四とし、第七條の三を第九條の三とし、第七條の二を「別表第五」を「別表第六」に改め、同條を第九條の二とし、第七條を第九條とし、同條の前に次の二條を加える。

(降格した職員の号給)

第七條 技能労務職員が職員の降格に関する条例(平成二十八年福島県条例第十八号。以下「降格条例」という。)第二条に規定する降格をした場合における号給は、その降格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第五の技能労務職給料表降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給とする。

2 技能労務職員を降格させた場合で当該降格が二級以上上位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ一級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 前二項の規定により技能労務職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、教育長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。この場合において、当該号給は、当該技能労務職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号給でなければならない。

(降号)

第八條 技能労務職員が降格条例第二条に規定する降号をした場合における号給は、その降号した日の前日に受けていた号給より二号給下位の号給(当該受けていた号給が技能労務職員の属する職務の級の最低の号給の直近上位の号給である場合にあっては、当該最低の号給)とする。

附則第二項中「第七條第一項」を「第九條第一項」に改める。

附則第三項中「第七條第三項」を「第九條第三項」に改める。

別表第五中「第七條の二、第七條の三」を「第九條の二、第九條の三」に改め、同表を別表第六とし、別表第四の次に次の一表を加える。

別表第五 (第7条関係)

技能労務職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	37	9	29	17
2	38	10	30	18
3	39	11	31	19
4	40	12	32	20
5	41	13	33	21
6	42	14	34	22
7	43	15	35	23
8	44	16	36	24
9	45	17	37	25
10	46	18	38	26
11	47	19	39	27
12	48	20	40	28
13	49	21	41	30
14	50	22	42	32
15	51	23	43	34
16	52	24	44	36
17	53	25	45	38
18	54	26	46	40
19	55	27	47	42
20	56	28	48	44
21	57	29	49	45
22	58	30	50	46
23	59	31	51	47
24	60	32	52	48
25	61	33	53	50
26	62	34	54	52
27	63	35	55	54
28	64	36	56	56
29	65	37	57	59
30	66	38	58	62

31	67	39	59	65
32	68	40	60	68
33	69	42	61	71
34	70	44	62	74
35	71	46	63	77
36	72	48	64	80
37	73	49	65	87
38	74	50	66	94
39	75	51	67	101
40	76	52	68	101
41	77	53	69	101
42	78	54	70	101
43	79	55	71	101
44	80	56	72	101
45	82	57	73	101
46	84	58	74	101
47	86	59	75	101
48	88	60	76	101
49	90	62	77	101
50	92	64	78	101
51	94	66	79	101
52	96	68	80	101
53	98	70	81	101
54	100	72	82	101
55	102	74	83	101
56	104	76	84	101
57	107	78	85	101
58	110	80	86	101
59	113	82	87	101
60	116	84	88	101
61	118	88	90	101
62	120	92	92	101
63	121	96	94	101
64	121	100	96	101
65	121	104	98	101
66	121	108	100	101
67	121	112	102	101
68	121	116	104	101
69	121	123	105	101

70	121	130	106	
71	121	137	107	
72	121	137	108	
73	121	137	110	
74	121	137	112	
75	121	137	114	
76	121	137	133	
77	121	137	133	
78	121	137	133	
79	121	137	133	
80	121	137	133	
81	121	137	133	
82	121	137	133	
83	121	137	133	
84	121	137	133	
85	121	137	133	
86	121	137	133	
87	121	137	133	
88	121	137	133	
89	121	137	133	
90	121	137	133	
91	121	137	133	
92	121	137	133	
93	121	137	133	
94	121	137	133	
95	121	137	133	
96	121	137	133	
97	121	137	133	
98	121	137	133	
99	121	137	133	
100	121	137	133	
101	121	137	133	
102	121	137		
103	121	137		
104	121	137		
105	121	137		
106	121	137		
107	121	137		
108	121	137		

109	121	137		
110	121	137		
111	121	137		
112	121	137		
113	121	137		
114	121	137		
115	121	137		
116	121	137		
117	121	137		
118	121	137		
119	121	137		
120	121	137		
121	121	137		
122	121	137		
123	121	137		
124	121	137		
125	121	137		
126	121	137		
127	121	137		
128	121	137		
129	121	137		
130	121	137		
131	121	137		
132	121	137		
133	121	137		
134	121			
135	121			
136	121			
137	121			

正) (技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則等の一部を改正する規則(平成二十五年福島県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「受けるもの」の下に「及び教育長が別に定める者」を加える。

第三条 技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則等の一部を改正する規則(平成二十七年福島県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「附則第四項の規定により支給される給料を受けるもの」の下に「並

びに教育長が別に定める者」を加える。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(職員課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第十七号

福島県公職選挙等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

福島県公職選挙等執行規程の一部を改正する規程

福島県公職選挙等執行規程(昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一節 農業委員会委員の選挙(第百八条)」を「第一節 削除」に改める。

第一節 削除

第百八条 削除
第十九号様式及び第十九号様式の二中「第56条、第108条、第109条」を「第56条第109条」に改める。

第二十号様式中「第57条、第108条」を「第57条」に改める。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。